

秋田公立美術大学附属図書館資料除却実施要領

平成28年12月26日

附属図書館長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人秋田公立美術大学財産管理規程図書管理細則（平成27年公立大学法人秋田公立美術大学規程第11号。以下「図書管理細則」という。）第14条第4項に基づき、図書の除却について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 除却 図書資産の管理台帳である図書原簿から当該図書の登録を抹消すること

(2) 除籍 蔵書目録データベース上で当該図書の蔵書扱いを止めること

(適用範囲)

第3条 この要領は、図書管理細則第3条第1項に規定され、固定資産として扱われる図書に適用する。

2 図書管理細則第3条第2項に規定され、消耗品として計上される図書館資料に係る除籍等の手続きについては、別に定める。

3 前2項に該当する図書のうち、教員の転出に伴い他機関への譲渡の処分が必要なものに係る除却等の手続きについては、別に定める。

(除却の基準)

第4条 除却できる図書は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 汚損・破損除却

ア 劣化や破損がはなはだしく、その修復が不可能な図書又は修復を行う価値がない図書

(2) 亡失除却

ア 事故・災害等の理由により亡失した図書

(3) 不用除却

- ア 年月の経過により利用価値を失い、保存の必要がないと認められた図書
- イ 改訂版又は改版が購入されたことにより利用価値を失い、保存の必要がないと認められた図書
- ウ 重複して所蔵し、今後の利用が見込まれず、かつ、保存用として残す必要がないと認められた図書
- エ 紙以外に記録されたもので、利用環境の変化により、内容確認または動作確認が不可能と判断された図書
- オ 他の形態で利用することが適当と認められた図書
- カ 数量更正の対象となる図書
- キ 保管転換の対象となる図書
- ク 秋田公立美術工芸短期大学からの承継図書のうち、本学附属図書館の資料収集方針および資料選定基準に該当しない図書

(4) 認定除却

- ア 蔵書点検により所在不明が明らかとなった図書であって、翌年度以降継続して3回の点検の実施によってもその所在を確認できないもの
- イ その他図書管理責任者が除却を適当と認めた図書

(除却の決定)

第5条 図書管理責任者は、前条に該当する図書をもって除却候補図書リストを作成し、附属図書館運営委員会の審議を経て、除却の決定を行うものとする。

(決定後の手続き)

第6条 前条により除却が決定した図書は、次の手続きを行うものとする。

- (1) 学外の図書目録データベース等に登録された当該図書に関する本学所蔵データの削除
- (2) 蔵書目録データベース上の除籍処理
- (3) 図書原簿からの除却処理
- (4) 除却図書原簿の作成
- (5) 現物の処分
- (6) 財務報告

(除却図書原簿)

第7条 図書の管理状況を明らかにするため、除却図書原簿を作成し、永年保存するものとする。

(現物の処分)

第8条 第5条により除却が決定した図書の現物は、数量更正または保管転換による除却図書を除き、蔵書印、登録番号等を消印で抹消したうえ、次の各号のいずれかの方法により処分するものとする。

- (1) 売払い
- (2) 交換
- (3) 無償譲渡
- (4) 廃棄

2 前項に掲げる処分を行ったときは、図書管理責任者は、理事長に報告するものとする。

(売払い)

第9条 除却図書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、売り払うことができるものとする。

- (1) 売り払うことができないとき
- (2) 売払い価格が、売払いのために要する費用に満たないとき
- (3) 売り払うことにより本学に不利益が生じるおそれのあるとき
- (4) その他売り払うことが不相当と認められるとき

2 図書管理責任者は、契約担当職員に売払いの手続きを依頼するものとする。

3 売払いによる代金は、適確な会計処理を行うものとする。

(交換)

第10条 除却図書は、次の各号のいずれかに該当する場合に、交換することができるものとする。

- (1) 交換によらなければ必要とする図書を取得することができないとき
- (2) 交換によって図書を取得することが有利であるとき
- (3) その他図書管理責任者が必要と認めるとき

2 交換により除却図書を処分しようとするときは、別に定める様式を用いてその経緯を書類に残すものとする。

- 3 交換により図書を取得した場合には、交換に供された図書の適正な簿価をもって取得価額とする。
- 4 交換受けする図書の価額が交換出しする図書の価額より少額であるときは、その差額を相手方から受け取るものとする。
- 5 交換受けする図書の価額が交換出しする図書の価額より多額であるときは、その差額を相手へ支払うことができるものとする。
- 6 図書を交換する場合は、法人が交換受けすべき図書の引渡しを受け、かつ収受すべき差額があるときはこれを収受しなければ、交換出しすべき図書を引渡し、かつ支払うべき差額を支払ってはならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。
- 7 交換差金については、適確な会計処理を行うものとする。

(無償譲渡)

第11条 除却図書は、必要と認められる場合に、無償譲渡をすることができるものとする。

- 2 無償譲渡を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本学の学生および教職員
 - (2) 本学附属図書館の利用者
 - (3) 本学が主催、共催または後援をする行事に参加する者
 - (4) 他大学の図書館および美術館・博物館の図書室等
 - (5) 秋田市が設置する公の施設
 - (6) 秋田県内に存する学校教育法で規定された学校
 - (7) その他図書管理責任者が譲渡を認めた個人または団体
- 3 図書管理責任者は、無償譲渡を受けようとするものから、無償譲渡を申請する書類を提出させるものとする。
- 4 図書管理責任者は、前項の申請を承認したときは、無償譲渡を許可する書類を交付するものとする。

(廃棄)

第12条 除却図書のうち、前3条の規定による処分を行わないものは、廃棄処分とする。

- 2 図書の廃棄手続きは、附属図書館職員が行うものとする。
- (再登録)

第13条 第4条第2号により除却した図書が、利用に支障のない形で後

日発見され、または返却されたときは、再登録することができる。

2 再登録とは、図書原簿等において、除却前の登録番号に復籍することをいう。

3 再登録した図書については、除却図書原簿から除外する。

(財務報告)

第14条 図書管理責任者は、次の各号に該当する場合に、本法人の財務管理業務に必要な事項を、財務担当職員へ報告するものとする。

(1) 図書の除却を決定したとき

(2) 除却図書について、第8条に掲げる処分を実施したとき

(3) 除却した図書の再登録を行ったとき

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、図書の除却に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月26日から施行する。